

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成22年10月21日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	木	下	章

教育委員会に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成22年9月28日（火）、9月30日（木）

2 監査の対象

教育委員会

教育総務課、学校教育課（ハートフル・スクール、幼稚園、学校給食センター）、生涯学習課（図書館、プラザ萬象、少年愛護センター、少年自然の家、生涯学習センター、各公民館）、文化振興課（市民文化センター、博物館、みなとつるが山車会館）、スポーツ振興課（総合運動公園、市立体育館）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

その他、公民館の備品台帳に、使用していない備品の記載があること、すぐに取り出せない備品があった。所管課（生涯学習課）の指導による各公民館の備品台帳の整理と備品管理が必要である。

5 各課等の予算執行状況は別表1～15のとおりである。（別表省略）